

令和3年土幌町議会第4回臨時会

- 1 議事日程 令和3年5月10日（月曜日） 午前10時開会
- 日程番号1 会議録署名議員の指名
- 日程番号2 会期の決定
（諸般の報告）
- 日程番号3 行政報告
- 日程番号4 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」
- 日程番号5 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」
- 日程番号6 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」
- 日程番号7 議案第1号「土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」
- 日程番号8 議案第2号「土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案」
- 日程番号9 議案第3号「損害賠償額の決定及び和解について」
- 日程番号10 選任第1号「常任委員の選任及び議会運営委員の選任」
- 日程番号11 議報告第1号「常任委員長及び議会運営委員長、各副委員長の互選結果」
- 日程番号12 会議案第1号「議会広報特別委員会の設置について」
- 日程番号13 議報告第2号「議会広報特別委員長及び副委員長の互選結果」

2 出席議員

1番 加藤 宏一	2番 河口 和吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
6番 清水 秀雄	7番 牧野 圭司	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢
10番 森本 真隆	11番 大野 明	12番 矢坂 賢哉	13番 秋間 紘一

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	高木 康弘	総務企画課長	亀野 倫生
会計管理者	上野 清子	町民課長	藤内 和三
保健福祉課長	藤村 延	健康介護担当課長	三島 裕子
建設課長	田中 敏博	建設課施設担当課長	上山 英樹
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	齋藤 英雄
病院事務長	増田 達也	消防課長	土屋 政勝

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会委員長の委任を受けて出席した者

事務局長 若原 裕

8 職務のため出席した者

事務局長 佐藤 慶岩 総務係長 猪狩 賢明

9 会議録

会議の経過

(午前10時00分)

	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達していますので、令和3年第4回土幌町議会臨時会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
1		<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 11番、大野 明議員及び12番、矢坂賢哉議員を指名します。</p>
2		<p>日程第2、会期の決定を議題とします。 お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 したがって会期は本日1日間に決定しました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主なできごとについては、お手元に配付の事務報告により、ご了承願います。 次に、北十勝2町環境衛生処理組合議会に関する報告は、お手元に配布したとおりですので、ご了承願います。 なお、審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧ください。 これで諸般の報告を終わります。</p>
3	秋間議長	<p>日程第3、行政報告、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。</p>
	小林町長	<p>令和3年第4回臨時会議会にあたり、新型コロナウイルス感染症並びにワクチン接種についてご報告申し上げます。 新型コロナウイルス感染症については、国内において変異株の影響で感染再拡大に歯止めがかからず、政府は10都府県に「まん延防止等重点措置」を適用していましたが、4月23日には4都府県（東京、京都、大</p>

阪、兵庫）へ3度目の緊急事態宣言（期間：4月25日～5月11日）を発令しました。対策を大型連休の短期間で集中して行いましたが、感染状況に大幅な改善はみられず期限を5月31日まで延長するとともに、感染者が急増する2県（愛知、福岡）を加えることとなりました。

一方、道内においても、5月2日には1週間当たりの新規感染者数が人口10万人当たり25人を越え、特に札幌市における感染者数の増加と変異株への置き換わりが進んでいる状況であります。道は5月5日に札幌市を対象地域として「まん延防止等重点措置」の適用を国に要請したところであり、政府は期限を5月31日までとして適用することとなりました。町としても行動変容の定着に向けた普及啓発等に取り組んで参る所存であります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。国内においては、医療従事者に続いて4月12日より高齢者の接種が始まったものの、ワクチン供給の遅れにより、5月5日現在1回接種率は2.2%、必要回数（2回）接種率は0.8%であり、世界主要国との比較では際立って低い状況であります。

政府は、7月末日までに高齢者への接種を完了することを目指すとされてはいますが、依然として不透明な状況にあります。

本町におけるワクチンへの入荷状況は、5月1日に1箱目（975回分）が入荷し、5月22日に2箱目（1,170回分）が入荷する予定であります。以降の入荷については未定であります。

その様な中での本町におけるワクチン接種事業の経過と今後の予定であります。先行される医療従事者の接種は、4月21日から本町国保病院の医療従事者68人に1回目の接種を終えております。

5月1日入荷のワクチン1箱目については、先ず本日から5月14日までに特別養護老人ホーム、ケアハウス、グループホームに入所中の高齢者と職員300人、国保病院入院患者38人に巡回接種（1回目）を行う予定であります。

次いで、在宅の一般町民への接種は町民保健センターにおいて集団接種で行いますが、85歳以上317人の高齢者には、4月23日に接種券及び予約に関する案内文書を送付、4月27日から予約を受け付け、5月6日現在、227人（72%）の方が予約を済ませております。接種は、5月17日から開始し、2回目を6月18日までに終える予定であります。

65歳から84歳までの接種対象者は、5歳きざみに5月14日から順次接種券等を送付し、段階的に接種を行い、7月未までに終える予定で、8月からは、64歳までの基礎疾患のある方から接種を開始し、インフルエンザ予防接種が始まる10月末日までに全町民の接種を終わらせることを目標に、全力で取り進めることとします。

また、町の相談窓口を保健福祉課内に設置しており、国からの情報に基づき、随時役場だよりを併せてホームページや防災無線を活用し、お

		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。
5	秋間議長	日程第5、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
	藤村保健福祉課長	保健福祉課長藤村から、承認第2号令和2年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第7号)について、地方自治法第179条第1項の規定により3月30日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。
		補正予算の内容は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,039万1,000円に改めようとするものでございます。
		歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。7款1項1目基金積立金24節積立金3,800万円の追加でございますが、決算の見込額が確定したため、余剰金を国民健康保険準備基金に積立てるもので、特定財源の内訳は、道保険者努力支援分258万7,000円。道繰入金994万6,000円。法第64条納付金48万8,000円及び歳入歳出のバランスを調整するため、前年度繰越金138万円を同額充当するものであります。歳入につきましては特定財源で説明しましたので省略させていただきます。
		以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから承認第2号を採決します。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。
6	秋間議長	日程第6、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。
	亀野総務企画課長	総務企画課長亀野よりご説明申し上げます。 令和3年度土幌町一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法

第179条第1項の規定に基づき、令和3年4月6日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正の専決は、迅速な新型コロナウイルスワクチン接種実施に向け、接種体制の構築を早急に進めるため、急遽補正予算を編成する必要が生じたことから、専決処分を行ったものでございます。

それでは1ページを御覧願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億5,751万5,000円に改めたものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、5ページを御覧願います。

4款1項6目新型コロナワクチン接種事業費において、国が実施する新型コロナワクチン予防接種におけるワクチン接種記録システム構築に伴い、既存の健康管理システムとの連携を図るため、12節委託料に健康管理システム改修委託料48万5,000円を追加し、コロナワクチン接種に関わる交通支援について、補助事業との整合性を図る上で18節負担金及び交付金の交通費助成金200万円を減額し、12節委託料に交通支援業務委託料として同額追加計上し、区分変更を行うものでございます。

次にコロナワクチン接種会場内エアコン設置に伴う電源不足を補うため、キュービクル受変電設備内の変圧増強工事のため、14節工事請負費に203万円を追加するものでございます。特定財源につきましては、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金251万5,000円を同額充当いたします。なお、歳入につきましては歳出の特定財源で説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから承認第3号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

7 秋間議長 [日程第7、議案第1号「土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

高 木 議案第1号「土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について説明いたします。

副 町 長 この改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康

保険税の減免の期間を延長するため、条例を改正するものであります。説明資料の1ページをお開きください。令和2年度に、条例の附則に新型コロナウイルスの影響による国保税の減免の特例が設けられまして、令和2年度分、令和3年3月31日までの納期限のものが対象でありましたが、これを更に1年間延長するもので、令和3年度分、令和4年3月31日までの納期限のものを対象とするよう改めるものであります。

議案に戻っていただき、附則の施工時期であります。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

8 秋間議長 **日程第8、議案第2号「土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案」**を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

高木副町長 議案第2号「土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案」について説明いたします。この改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免の期間を延長するため、条例を改正するものであります。説明資料の2ページをお開きください。令和2年度に条例の附則第7条に新型コロナウイルスの影響による介護保険料の減免の特例が設けられ、令和3年3月31日までの納期限のものが対象であったが、これを更に1年間延長するもので、令和4年3月31日までの納期限のものを対象とするよう改めるものであります。

次に同条の第1号については、関係法令の改正。第2号は税制改正に伴う文言の整理でございます。議案に戻っていただきまして、附則第1項の施行時期であります。この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものであります。第2項については経過措置であります。令和2年度以前の介護保険料の減免については、改正前の規定を適用するものであります。

以上で説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(なし)

	<p>秋間議長 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	<p>秋間議長 異議なしと認めます。</p>
9	<p>秋間議長 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>秋間議長 日程第9、議案第3号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題といたします。</p>
	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
高木	<p>議案第3号「損害賠償額の決定及び和解について」説明をいたします。</p>
副町長	<p>これは損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p>
	<p>損害賠償の額であります。46万6,654円。和解の内容は、相手方は町に対して、本件に関し今後一切の請求、異議の申し立てをしないという内容であります。和解の相手方は、土幌町字 [REDACTED] 氏であります。事故の内容でございますが、本年の1月16日早朝、字土幌西2線156番3、土幌市街西中央線。役場の東側の道路でございます。土幌小学校から南団地に通じるところでございます。この25号と26号のほぼ中間付近におきまして、町有の除雪ショベルが東側の砂利道からバックした際に、土幌市街西中央線を南に進みます車両と接触し、相手方の車両後部を破損させたものです。運転をしておりましたのは、道路維持作業を委託しております町内業者の職員でありまして、和解までの期間がこのように長引きましたのは、相手方に外傷性頸部症候群。いわゆるむち打ちの症状があったため、治療に時間を要したものであります。なお、この事故は治療に時間を要し、治療費を随時支払わなくてはならないことから、自動車損害賠償保障法第16条により、特に認められた制度として町の会計の収入支出の手続きを経ることなく、保険会社が損害賠償金を相手方に直接支払っておりますので、本件に係る補正予算の計上がないことを申し上げます。</p>
	<p>以上で議案第3号の説明といたします。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。</p>
	<p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
秋間議長	<p>ここで全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。</p>

午前10時22分 休憩

午前10時28分 再開

10 秋間議長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、選任第1号「常任委員の選任及び議会運営委員の選任」を行います。常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

常任委員の選任に当たっては、議長があらかじめ本人の希望を聴取し、調整の上、議会に諮って決定することになっております。

議会運営委員については、副議長及び各常任委員会から1名、残る2名については議長の指名といたします。お諮りします。常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条の第4項の規定に基づき、

総務文教常任委員、清水秀雄議員、中村貢議員、伊藤健蔵議員、矢坂賢哉議員、牧野圭司議員、秋間紘一議員、以上6名。

産業厚生常任委員、大西米明議員、森本真隆議員、河口和吉議員、大野明議員、曾我弘美議員、加藤宏一議員、以上6名。

議会運営委員、清水秀雄議員、中村貢議員、森本真隆議員、伊藤健蔵議員、加藤宏一議員、以上5名。以上のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました議員を、それぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

(秋間議長退席)

午前10時32分 再開

加藤副議長

休憩前に引き続き会議を開きます。議長が除斥となりましたので、副議長が議長の職務を行います。

ただ今、総務文教常任委員に選任された議長から、常任委員の辞任願いが提出されました。

お諮りします。

議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

追加	加藤副議長	<p>したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加して議題にするこ とに決定しました。</p> <p>追加日程、「常任委員の辞任について」を議題とします。</p> <p>お諮りいたします。ただ今、総務文教常任委員に選任されました議長 から、常任委員の辞任願いが提出されました。</p> <p>議長は、その職務上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、 本会議における可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考 慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、 また、行政実例においても、議長については辞任を認められているとこ ろでもありますので、総務文教常任委員を辞任したいとするものであり ます。</p> <p>辞任について、許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議長の総務文教常任委員の辞任については、許可するこ とに決定しました。</p> <p>これで議長と交替いたします。暫時休憩します。</p>
	秋間議長	<p style="text-align: center;">午前10時35分 休憩 (秋間議長入場) 午前10時35分 再開</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>休憩中に各委員会ごとに委員会を開催し、各委員長及び副委員長の互 選をお願いいたします。</p> <p>また、各常任委員会から広報特別委員候補1名を推薦くださいますよ うお願いいたします。</p> <p>なお、各正副委員長の互選、並びに広報特別委員の推薦が終了しまし たら、その名簿を提出して下さるようお願いいたします。</p> <p>ただちに委員会を招集し、暫時休憩します。</p>
11	秋間議長	<p style="text-align: center;">午前10時35分 休憩 午前10時38分 再開</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>日程第11、議報告第1号「常任委員長及び議会運営委員長、各副委員 長の互選結果」を報告します。</p> <p>総務文教常任委員長、中村貢議員。副委員長、伊藤健蔵議員。 産業厚生常任委員長、森本真隆議員。副委員長、曾我弘美議員。 議会運営委員長、清水秀雄議員。副委員長、伊藤健蔵議員。</p>

	<p>以上のとおり互選された旨の報告がありました。</p> <p>日程第12、会議案第1号「議会広報特別委員会の設置について」を議題といたします。</p> <p>職員に朗読させます。</p>
猪 狩 総務係長	<p>会議案第1号、議会広報特別委員会の設置について、土幌町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。</p>
	<p>令和3年5月10日。</p> <p>土幌町議会議長、秋間紘一。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別委員会の名称、議会広報特別委員会。 2. 設置の目的、議会広報の公正な発行を期するため、編集方針及び内容の審査を行う。 3. 特別委員の定数、5名。 4. 設置の期間、令和5年4月30日まで。 5. 閉会中の審査、委員会は閉会中も審査を行う。 6. 審査結果の報告、委員会は設置期間中審査結果の報告を省略する。 <p>以上でございます。</p>
秋間議長 佐 藤 事務局長	<p>事務局長から提案理由の説明を行います。</p> <p>土幌町議会委員会条例第5条の規定では、必要がある場合、議会の議決によって特別委員会を設置することができることになっております。</p> <p>議会広報特別委員会は、議会の活動内容を町民にお知らせする議会広報の発行にあたり、編集方針を定めるとともに、内容が公正であるか審査を行うために設置するものであります。委員定数は5名とし、各委員会の任期とあわせて2年間で更新することとしております。</p> <p>今回の改選により委員会が消滅いたしますので、新たに設置するために提案するものでございます。先ほど朗読いたしました議案中、6の審査結果の報告につきましては、一般的に委員会の調査及び審査内容は、定例会ごとに報告するのが建前ではありますが、議会広報は、その都度「議会だより」を発行しておりますので、それを報告に代える考え方であり、これらを踏襲して設置期間中の審査報告を省略するものであります。</p> <p>以上提案理由の説明といたします。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を省略し、採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議会広報特別委員会委員の選任を行います。議会広報特</p>

別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。お諮りします。議会広報特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定に基づき、河口和吉議員、大野明議員、矢坂賢哉議員、牧野圭司議員、加藤宏一議員、以上5名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

(な し)

秋間議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5名を「議会広報特別委員会」委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とし、休憩中に委員会を開催して、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

午前10時43分 休憩

午前10時44分 再開

秋間議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

13

日程第13、議報告第2号「議会広報特別委員長及び副委員長の互選結果」を報告いたします。

委員長、河口和吉議員。副委員長、矢坂賢哉議員。以上のとおり、互選されました。

これで本日の日程は、全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回土幌町議会臨時会を閉会します。

(午前10時45分)

